

熊本県公報

第 1 1 1 9 4 号
平成 16 年 11 月 17 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(人 事 課) 1
○熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(") 2
告 示	
○男性警察官用防寒服(Ⅱ種)の購入に係る一般競争入札後の落札者決定	(管理調達課) 4
○道路の区域変更	(道路総務課) 4
○道路の供用開始	(") 5
○指定居宅介護支援事業所の指定	(介護保険課) 5
○ " "	(") 5
○熊本県野生動植物の多様性保全基本方針の制定	(自然保護課) 5
○海岸法第3条の規定に基づく海岸保全区域の指定	(漁港課) 8
○海岸法第5条第4項の規定に基づく漁港管理者が管理する海岸保全区域の指定	(") 8
公 告	
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 9
○開発行為に関する工事の完了	(建築課) 9
○ " "	(") 9
○男性警察官用短靴の一般競争入札の実施	(管理調達課) 9
訓 令	
○月額旅費支給規程の一部を改正する訓令	(人 事 課) 12
登 載 依 頼	
○平成16年度第2回熊本県青少年問題協議会の開催	(交通安全・青少年課) 13
○県立学校等職員に対する月額旅費支給規程の一部を改正する訓令	(教育委員会) 13

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例は、平成16年12月1日から施行することとした。
- ◇熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 1 日当を旅行諸費に、着後手当を移転雑費に改めることとした。
 - 2 在勤公署が熊本県以外の都府県に存する職員に係る県内旅行の規定を設けることとした。
 - 3 在勤地内旅費の廃止に伴い、関係規定を削除することとした。
 - 4 旅費の調整に係る規定の整備を行うこととした。
 - 5 この規則は、熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(平成16年熊本県条例第42号)の施行の日から施行することとした。
 - 6 改正後の熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によることとした。

規 則

熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成16年11月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 55 号

熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（平成 16 年熊本県条例第 42 号）の施行期日は、平成 16 年 12 月 1 日とする。

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 11 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 56 号

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和 32 年熊本県規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

本則中「日当」を「旅行諸費」に、「着後手当」を「移転雑費」に改める。
第 2 条中「別表」を「別表第 2」に改め、同条を第 2 条の 2 とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（県内旅行の範囲）
第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 6 号ただし書の規則で定める区域は、別表第 1 の左欄に掲げる公署の区分に応じて、同表右欄に掲げる区域とする。

第 5 条第 1 項第 1 号中「鉄道運送事業者」の次に「の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表」を加え、同項第 3 号を次のように改める。

（3）陸路 知事が別に定める路程表に掲げる路程
第 5 条第 3 項を削る。
第 6 条第 2 項中「第 14 条第 5 項第 1 号ア」を「第 14 条第 5 項第 1 号」に改め、「辞令の写し及び」を削る。

第 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。
（赴任及び移転の確認書類）
第 6 条の 3 条例第 14 条第 5 項第 3 号の規則で定める書類は、世帯全員の住民票の写しとする。

第 7 条中「第 20 条第 4 項」を「第 20 条第 3 項」に改める。
第 8 条を削る。

第 9 条第 1 項第 1 号ア中「利用できる場合」の次に「及び自宅等に居住できる場合」を加え、同号イ中「在勤地内又は在勤地以外の同一地域」を「同一市町村」に、「3 分の 2 に相当する額以内」を「3 分の 2 に相当する額」に、「2 夜分に相当する額以内で任命権者が知事と協議して定める額」を「2 夜分に相当する額」に改め、同号ウ中「50 キロメートル」を「25 キロメートル」に改め、同項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

（2）自動車（作業車を含む。）を運転して旅行した場合、公用の交通機関を無料で利用して旅行した場合及び条例第 6 条第 5 項に規定する自家用車に同乗して旅行した場合は、鉄道賃、車賃、船賃及び条例第 20 条各項に定める旅行諸費額の 2 分の 1 に相当する額を支給しない。

（3）公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合は、宿泊料又は食卓料は支給しない。

第 9 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）県外旅行において、移動を要しない場合については、旅行諸費定額の 2 分の 1 を支給しない。

第 9 条第 1 項中第 5 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加え、同条を第 8 条とする。

（4）宿泊を要する旅行で、職員がその住居（住居に相当するものを含む。）を宿泊場所とした場合又は職員の配偶者、子若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の住居を宿泊場所とした場合は、宿泊料は支給しない。

第 10 条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とする。
別表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。
別表第 1（第 2 条関係）

区 分	区 域
熊本県東京事務所	埼玉県
	川口市
	草加市
	蕨市
	戸田市
	鳩ヶ谷市
	朝霞市
	和光市
	八潮市
	三郷市

	<p>千葉県</p> <p>東京都</p> <p>神奈川県</p>	<p>市川市</p> <p>松戸市</p> <p>浦安市</p> <p>特別区全域</p> <p>武蔵野市</p> <p>三鷹市</p> <p>調布市</p> <p>狛江市</p> <p>西東京市</p> <p>川崎市</p>
<p>熊本県大阪事務所</p>	<p>大阪府</p> <p>兵庫県</p>	<p>大阪市</p> <p>堺市</p> <p>豊中市</p> <p>吹田市</p> <p>泉大津市</p> <p>池田市</p> <p>高槻市</p> <p>守口市</p> <p>枚方市</p> <p>茨木市</p> <p>八尾市</p> <p>寝屋川市</p> <p>松原市</p> <p>大東市</p> <p>和泉市</p> <p>箕面市</p> <p>柏原市</p> <p>羽曳野市</p> <p>門真市</p> <p>摂津市</p> <p>高石市</p> <p>藤井寺市</p> <p>東大阪市</p> <p>四条畷市</p> <p>交野市</p> <p>泉北郡忠岡町</p> <p>南河内郡美原町</p> <p>尼崎市</p> <p>西宮市</p> <p>芦屋市</p> <p>伊丹市</p> <p>宝塚市</p> <p>川西市</p>
<p>熊本県福岡事務所</p>	<p>福岡県</p>	<p>福岡市</p> <p>筑紫野市</p> <p>春日市</p> <p>大野城市</p> <p>太宰府市</p> <p>前原市</p>

古賀市
糟屋郡全町
糸島郡全町
筑紫郡那珂川町

備考 この表の区域欄に掲げる名称は、熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年熊本県条例第42号）の施行の日においてその名称を有する郡、市、特別区又は町の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有する区域の変更によって影響されるものではない。

別記第2号様式中「日当」を「旅行諸費」に改める。

別記第3号様式中「日当」を「旅行諸費」に、「着後手当」を「移転雑費」に改める。

附 則

- この規則は、熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年熊本県条例第42号）の施行の日から施行する。
- 改正後の熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

告 示

熊本県告示第1116号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年11月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 調達物品及び数量
男性警察官用防寒服（Ⅱ種） 2,257 着
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
平成16年10月13日
- 落札者の氏名及び住所
田中商事株式会社 代表取締役 田中 義邦
菊池郡西合志町大字御代志1439-2
- 落札金額
33,888,855 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成16年8月23日

熊本県告示第1117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年11月17日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年11月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等